

建築後退用地取得促進事業 (R7.10.6 改正)

幅員が 4メートルに満たない狭い道路(以下、「狭い道路」)の幅を促進し、生活環境の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりに寄与することを目的として、狭い道路に接する敷地で建築行為を行い、建築後退道路用地を市に寄附した建築主等へ、久喜市建築後退道路用地寄附採納奨励金を交付します。

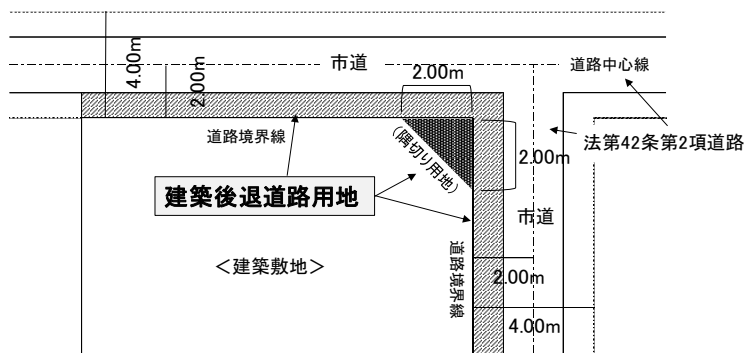
対象者: 建築行為を行う建築主等[※](建築主と土地所有者が異なる場合は土地所有者を含む)で、建築後退道路用地を久喜市私道採納要綱に基づき市に寄附した者。

[※]建築主等が自己用の建築物を建築する場合で、かつ、建築確認申請を伴う場合に限り(開発許可を伴うもの、分譲住宅、貸家等は対象外)。また、建築主等は市税の滞納がないこと。

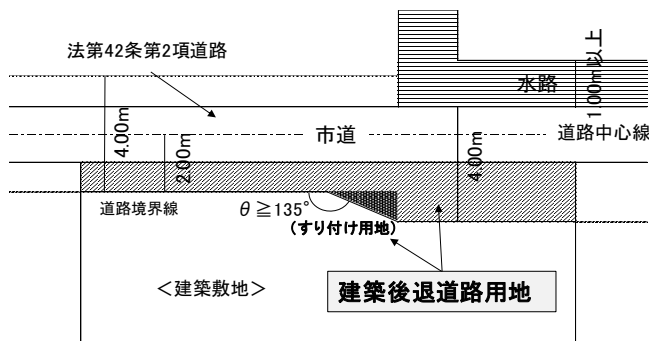
建築後退道路用地: 市が管理する道路で、建築基準法第 42 条第 2 項道路の後退用地、隅切り用地及びすり付け用地で、個人(建築主等)が所有している土地[※]。

[※]同一敷地の全ての建築後退道路用地を寄附する必要があります。

1. かど敷地の例

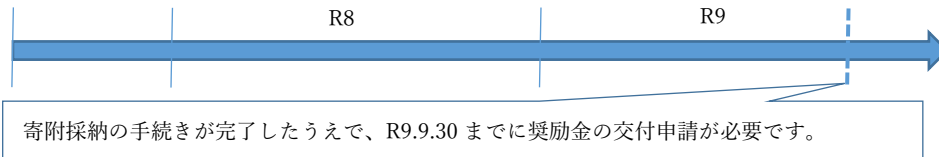


2. 後退線がクランク状になる場合



申請できる期間：建築後退道路用地の寄附採納が完了し、かつ建築物の完了検査済証が交付されてから2年以内。

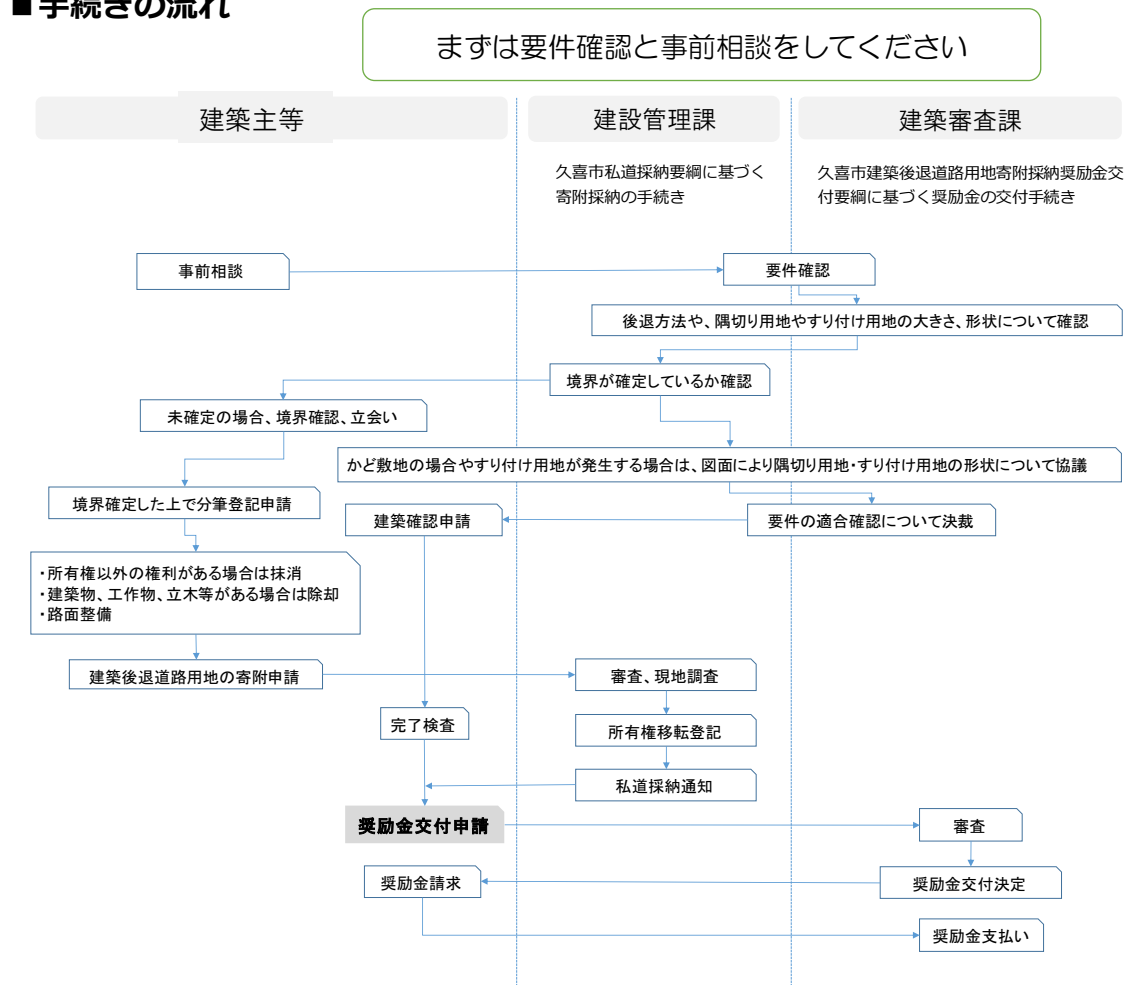
<例>R7.10.1 完了検査済証交付



■ 奨励金の額（下記の額を予算の範囲内で交付します）

区域区分	寄附の対象となる建築後退道路用地	奨励金の額
市街化区域	隅切り用地又はすり付け用地あり	130,000円
	隅切り用地及びすり付け用地なし	80,000円
市街化調整区域	隅切り用地又はすり付け用地あり	50,000円
	隅切り用地及びすり付け用地なし	20,000円

■ 手続きの流れ



<お問い合わせ> 久喜市まちづくり推進部建築審査課 企画指導係
久喜市北青柳 1404-7 久喜市役所第二庁舎 電話：0480（22）1111（内線 4695）